

## わが国における高齢者虐待防止についての取り組み

牧野里奈\*

### はじめに

わが国の高齢化のスピードは、世界に類を見ない速さで進行している。そのような中、2000年には介護保険制度が施行され、「家庭の中のできごと」等として見過ごされてきた虐待問題は、表面化し始め、現在では、高齢者虐待問題が脚光を浴びるまでに至った。日本で、この問題を最初に取り上げたのは、金子<sup>1</sup>の「老人虐待」(1987)だといわれている。

しかしながら、欧米では早くからこの問題に関する対策を打ち出し、特に、法律の整備が進んでいるアメリカでは、高齢者虐待防止策として、1965年、高齢アメリカ人法(Older Americans Act)<sup>2</sup>を成立させた。アメリカ以外の国でも、高齢者虐待に関する厳しい罰則規定が設けられており、台湾では「親族が高齢者を虐待した場合には、3万～15万円の罰金を科す規定を定め、必要に応じて加害者の氏名を公表するとしている<sup>3</sup>」。

このように、諸外国では、高齢者虐待問題に関する何らかの対策が講じられている。では、わが国ではどのような対応がなされているのだろうか。

現在の日本には、高齢者虐待防止に関する

専用の法律が存在しないが、措置制度、成年後見制度、地域権利擁護事業、介護保険制度等によって、虐待から高齢者を守ることは可能である。しかし、これらの法律は高齢者虐待を防止することを目的として制定された法律ではないため、市民が利用するには、各制度をよく理解していること、また、高齢者が求めるニーズに各制度が適合する内容であること等が条件となる。また、2000年に介護保険制度が施行されて高齢者虐待が表面化してきたと評価される一方で、関係機関は、法律の整備の遅れから、高齢者虐待問題についての対応に苦慮している。そのような現状から、各自治体で高齢者虐待防止の取り組みが検討されるようになり、本格的に高齢者虐待に関する対策が始動したといえるだろう。

そこで、本研究では、高齢者虐待防止に関する法律が存在しないわが国において、どのような制度で被虐待者を守ることが可能なのか考察し、さらに、近年、増え続けてきている各自治体における高齢者虐待防止の取り組みについて検討することにした。

### I わが国における高齢者虐待の実態

従来、高齢者虐待が起こる原因として、主に「虐待者の介護疲れ」によるものであると

---

\*北海道浅井学園大学人間福祉学研究所

キーワード：自治体、高齢者虐待、介護保険法、老人福祉法、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

いう考えが主流であった。従来の考えが覆ったのは、昨年の調査<sup>4</sup>によってであった。

厚生労働省は、家庭内における高齢者の虐待に関する調査を、(財)医療経済研究・社会保障福祉協会医療経済研究機構に委託し、在宅介護サービス事業所等の関係機関(在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等の9機関)への機関調査(調査期間:平成15年11月~平成16年1月7日)1万6,802箇所と全国の市町村への自治体調査(同:平成15年11月~平成16年2月)3,204箇所を対象に実施した<sup>5</sup>。その結果をまとめると以下に示す通りである<sup>6</sup>。

#### 1) 被虐待者の性別について

男性が23.6%で、女性が76.4%と、約8割が女性であった。さらに、被虐待者の平均年齢は、81.6歳で、「75歳以上85歳未満」が43.3%と最も多い結果となった。

#### 2) 主な虐待者の続柄について

被虐待者と虐待者との続柄は、「息子」が32.1%で最も多く、次いで「息子の配偶者(嫁)」20.6%、「配偶者」20.3%、「娘」16.3%であった。

#### 3) 被虐待者と虐待者の同居率について

被虐待者と虐待者の同居または別居の状況については、「同居」が88.6%と9割近くが「同居」という結果であった。

#### 4) 高齢者虐待の内容について

「心理的虐待」が63.6%と最も多く、次いで「介護・世話の放棄・放任」52.4%、「身体的虐待」50.0%、「経済的虐待」が22.4%、「性的虐待」1.3%という結果であった。さらに、被虐待者の状態が「生命に関わる危険な状態」よりも、「心身の健康に悪影響がある状態」「意思が無視、軽視されている状態」

であったことが明らかにされた。

#### 5) 虐待の自覚について

虐待者は虐待を行っていることに、「自覚がある」が24.7%であり、「自覚はない」が51.4%と、「自覚はない」上回る結果となった。

これに対し、被虐待者は「(虐待されている)自覚がある」と回答したのは45.2%で、「(虐待されている)自覚はない」が29.8%と「(虐待されている)自覚がある」が上回った。

これらのことから、虐待者は虐待を行っていることについては、自覚がなく、被虐待者は虐待されているという意識が強いことが示唆され、両者の虐待に関する感覚の違いが浮き彫りとなった。

#### 6) 虐待が発生した要因について

「虐待者の性格や人格」が50.1%で最も多く、次いで「高齢者と虐待者のこれまでの人間関係」が48.0%という結果であった。

従来、虐待の原因としてあげられていた「虐待者の介護疲れ」は37.2%であり、上記にあげた2つの要因よりも下回る結果となった。必ずしも介護・介助によるストレスから虐待が発生しているものではないことが今回の調査で明らかにされた。これはおそらく、2000年に介護保険制度が開始されたことにより、幾分、「介護によるストレス」の軽減が図られたことによるといえよう。

#### 7) 高齢者虐待への対応について

対応への困難さでは「きわめて対応に苦慮した」が45.0%、次いで「多少の難しさを感じた」が43.0%となっており、「特に難しさを感じなかった」は9.3%という結果にとどまった。

このように、専門職が高齢者虐待問題の対応に苦慮していることが強くうかがえるが、これはわが国において、高齢者虐待防止に関する法律が未だ制定するに至っていないことが起因していると考えられる。

それでは、次にわが国における高齢者虐待防止について、現在の取り組みをみることにしよう。

## Ⅱ わが国における高齢者虐待防止についての取り組み

現在、わが国では、高齢者虐待防止法が存在しないが、現行の法律によって、被虐待者を守ることは可能である。そこで、ここでは3つの制度を紹介することにしよう。

それらは、(1)介護保険制度の中に要介護認定調査があり、その調査を行う際、調査対象者の主訴、家族状況、住環境と合わせて「虐待の有無等について特記すべき事項」を記入する規定があること、(2)老人福祉法における措置制度、(3)成年後見制度や地域権利擁護事業の活用である。以下にこれらの制度について、具体的に検討する<sup>7)</sup>。

### 1 介護保険制度における高齢者虐待の位置づけ

2000年に介護保険制度が開始されたことにより、虐待は表面化されてきているという指摘がある。高崎絹子<sup>8)</sup>らは、『介護』『殺人』をキーワードとして、介護保険の施行を境とする計5年間の新聞報道から、死亡事件を調べた結果、82件が抽出されたと発表している<sup>9)</sup>。このうち、介護保険施行前では34件(被害者の平均年齢69.9歳)、施行後では48

件(同平均年齢73.4歳)であった<sup>10)</sup>という報告もされている。また、高崎<sup>11)</sup>は、介護保険施行後に増加している理由として、サービスが増えたことにより、これまで潜在化していた虐待事例が表面化しやすくなったことだと推察している<sup>12)</sup>。介護保険制度が導入され、ケアマネジャーやホームヘルパー等の第三者が家庭の中へ入るようになったことで、今まで見過ごされてきた問題や実態が徐々に表れてきたといえよう。

一方で、介護保険制度の中で虐待を発見する方法としては、要介護認定調査を行う際、調査対象者の主訴、家族状況、住環境と合わせて「虐待の有無等について特記すべき事項」を記入する規定が存在することのみである。したがって、調査者が意識して気にかける、もしくは、当事者が「虐待されている」と訴えなければ、調査票には記入されない可能性がある。また、明確な虐待の目安や基準がないため、調査員の技量のみ頼らざるを得なく、虐待の発見が困難である。そのため、調査票では、必然的に明らかだと認められる虐待、いわゆる「身体的虐待」のみに焦点が向けられている。

介護保険制度は、もともと高齢者が自立して生活できるよう、国民全体で、または社会全体で支えることを目的として成立された。しかしながら、制度施行後、必ずしもこの目的が十分に達成されているとは言い難い。介護保険制度が開始されてから4年が経過する現在もなお、わが国の高齢者介護の大部分は家族によって担われているのが実情である。そして、介護保険制度導入後は「“身体介護”中心の介護報酬が設定され、精神的ケアの側面は無視されてしまったことにも問題がみら

れる<sup>13)</sup>」と太田<sup>14)</sup>は指摘する。

高齢者の介護や介助の考えの基本は、援助者は高齢者になるべく自分でできるところは自分で行えるよう援助することだろう。しかし、家庭において、この基本的な考え方を実行することは難しい。たとえば、介護保険制度の認定に当てはまらない高齢者が自立しているからといって、すべて自分で行えるわけではない。かといって、家族にこれらの高齢者の生活の質の向上、精神的ケアを満足・サポートできるだけの技術や知識がそなわっているとは考えにくい。ある程度、自立している高齢者であっても、家族関係の悪化等により、必要な支援を受けられない状況にある高齢者もいることだろう。それらを考慮せずに、「自立しているのだからすべて自分で行える」と判断することは、個人のニーズに合った支援方法とはいえないだろう。

しかしながら、繰り返すように、現在の介護保険制度では、身体介護・介助に重点が置かれているため、精神的ケアが提供されるに至っていない。高齢者が社会から排除されないためには、心身にわたる支援が求められる。今後、これらの点をどのように改善していくべきなのか、また、介護保険制度でこれらの点を補えないなら、どのような方法で支援を行っていくべきなのか、これらの課題を検討する必要があると思われる。

## 2 老人福祉法における措置制度

老人福祉法における措置制度について、高齢者虐待とはどのような関連性があるのか、ここで整理しよう。老人福祉法第10条の4第1項には、以下のような措置制度に関する条文が記載されている。「65歳以上の者であっ

て、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること<sup>15)</sup>」としている。

つまり、「高齢者がやむを得ない事由により介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、市町村は、措置によってサービスを提供することになっている<sup>16)</sup>」と述べている。この場合の『「やむを得ない事由」には、『本人が家族等の虐待又は無視をうけている場合』『痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合』が含まれ<sup>17)</sup>、身体的虐待のみならず、ネグレクトをも含む対応となっている。「措置として利用できるのは、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所や養護受託者への委託、老人居宅生活支援事業（老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、痴呆対応型老人共同生活援助事業）<sup>18)</sup>」となっている。ただし、措置入所が行われる際、問題になってくることは、施設の空きが条件であること、高齢者の同意が必要になってくること等の制限があることである。そして、「措置入所が可能になっても、年金等の財産の管理は虐待者のもとの残り、経済的虐待が残る可能性がある<sup>19)</sup>」ということを把握しておかなければならない。

また、養護老人ホームは、もともと公的介護保険制度の対象外施設で、つまり、老人福

祉法による措置制度に基づく施設である。それゆえ、この施設へ入所する場合、市町村が必要に応じて入所措置をとらなければならないとされている。入所の要件に「65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること<sup>20</sup>」と老人福祉法第11条の1において記載されている。この「身体上若しくは精神上の理由のほか『環境上の理由』があげられており、家族による虐待は、この『環境上の理由』の1つと考えることができる<sup>21</sup>」と高村<sup>22</sup>は指摘している。

老人福祉法における措置制度は、施設の空きが必須条件となり、現在、多くの施設が待機待ち2年以上といわれる中で、この条件をクリアできるのは、最も困難な課題といえる。老人福祉法における措置制度を利用する高齢者は、今すぐにも入所しなければならない状況にあると判断される高齢者であり、施設の空きがでることを待つのは現実的に厳しいので、実際は施設数を増加させない限り、この制度の利用は困難と予測されるだろう。

### 3 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の活用

従来、禁治産者・準禁治産者制度として活用されてきたが、2000年4月に改正され、成年後見制度として変わった。旧法の禁治産者・準禁治産者制度の問題点は、(1)判定の困難さ、(2)戸籍への記載、後見人の権限が強い

こと、(3)手続きに時間と費用がかかりすぎる、こと、(4)欠格事由が定められ、大幅な権利の剥奪と制限がもたらされること、(5)申立人の範囲が狭く、後見人になる人が限定されていたことなどが指摘されていた<sup>23</sup>。今回の成年後見制度の改正は、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、残存能力の活用などの新しい理念と従来からの本人保護の理念との調和を目指した抜本的なものと評価されている<sup>24</sup>。

現在の成年後見制度における後見人は、法定後見制度において裁判所が選任する後見人と任意後見制度において本人との契約に基づく後見人とに二分することができる<sup>25</sup>。このうち、法定後見制度は、すでに精神上の障害により事理弁識能力の低下がみられる人が対象となる<sup>26</sup>。そして、対象者となる本人の判断能力の程度によって、さらに3種類の制度に分かれ、事理弁識能力を「欠く常況」にある場合には「後見」、「著しく不十分」な場合には「補佐」、「不十分」な場合には「補助」という制度が用意されている<sup>27</sup>。それらの制度に対応して、それぞれ「成年後見人」「補佐人」「補助人」という名称の後見人が付されることとなる<sup>28</sup>。

任意後見制度では、本人が健常なうちから契約によって自分が信頼する後見人を選任しておくことができる点が特色である<sup>29</sup>。

また、今回の制度では、新しく市町村長の申し立て制度が導入されることになった<sup>30</sup>。これは、福祉的機能の充実の観点から、市町村が積極的に活用すべき制度として位置づけられているが、制度発足後1年間で、市町村長の申し立ては全国で23件にしか過ぎないといわれており、全体の0.5%にとどまってい

るとのことである<sup>31</sup>。「その背景には、市町村長の申し立てが認められる要件が極めて厳しい実態があり、その財政的裏付けの充実とともに、市町村長の申し立てが認められる要件の緩和が必要<sup>32</sup>」といわれている。

次に地域福祉権利擁護事業をみていくことにしよう。地域権利擁護事業は、福祉サービスを利用する際の契約や、日常的な金銭管理、書類の預かりなどの援助を行う福祉サービスである<sup>33</sup>。その目的とするところは、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人、日常生活に不安を抱えている人の権利擁護であり、安心して日常生活を送ることができることを目的としている<sup>34</sup>。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の2つの制度について、高齢者虐待と関連するのは、「金銭管理」で、経済的虐待につながるといえよう。この2つの制度を利用するには、自己負担があるので、経済的に余裕がある高齢者でなければ利用することが困難となる。また、本人からの依頼が前提となるため、この制度についての知識があることが条件となり、利用するには制度の理解を高めるための広報活動が必要になるであろう。

### Ⅲ 各自治体での取り組みとその必要性

現行の制度の中で、被虐待者を守る方法をあげた。日本の現行制度では、高齢者虐待が発見されても、介入することが非常に難しい。それは、高齢者虐待防止法といった虐待に関する法律が存在しないため、警察等といった強制力のある機関が関与できないからである。そのような中、2000年に介護保険制度が施行された。この制度によって、家庭の

中のできごととして見過ごされてきた高齢者虐待は、目に見える形として表面化してきたことは評価できよう。しかしながら、すでに、動物虐待、児童虐待、ドメスティックバイオレンスの虐待に対応できる法律が制定されている。一方、高齢者虐待防止に関する法律は検討をされつつも、現実には至っていない。遅れを指摘する声も聞かれている。確かに、虐待防止の法律が制定されても、虐待がなくなるわけではないが、それでも法律の存在がある程度、虐待の抑止力を果たすと考えられるであろう。したがって、高齢者虐待防止に関する法律制定を行うことが先決であると考えられる。

それでは、法律が存在しない現状において、どのような方法で被虐待者を守っていくことができるのだろうか。先に述べたように、介護保険制度、老人福祉法における措置制度、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業等を活用することによって、一部の高齢者は、虐待から解放され、改善に向かうであろう。しかしながら、これらの法律を用いても、あらゆる種類の高齢者虐待問題を解決することはできない。それは、これらの法律が高齢者虐待を防止することを目的として制定された法律ではないため、利用するには、各制度をよく理解していること、さらに、高齢者が求めるニーズに各制度の内容が適合すること等が条件となるためである。

2000年に介護保険制度が導入されてから、高齢者虐待が発見されやすくなってきたことは、前述した。このことにより、高齢者虐待についての研究が急激に増え始め、各自治体でも取り組みが検討されるようになってきた。いち早く検討を始めたのは、神奈川県横

須賀市であるといわれている。神奈川県横須賀市では、2001年に「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を立ち上げ、2002年度、厚生労働省のモデル事業に選ばれた。当初この事業は、寝たきり高齢者の床ずれのケアや入浴介助、痴呆症の対応や診断についての相談、サービス利用に関する相談が主であった<sup>35</sup>。しかし、「子ども虐待防止ネットワーク事業」を2000年度に立ち上げ、そこから高齢者も同様に地域でのネットワークづくりの必要性があると、地域で横断的に日常の仕事を展開している健康福祉センターが中心となり、事業を行うことを決めたといわれている。この「高齢者虐待防止ネットワーク事業」では、要介護高齢者などの虐待防止と虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的としている<sup>36</sup>。

このように、高齢者虐待防止に関する法律が存在しない中、積極的に事業展開をなされていることは評価できる。他方、事業設立当初は、高齢者虐待に関する勉強から始めなければならず、困難な課題も多々抱えていたといわれている。

高齢者虐待に関する対応は、横須賀市を初めとし、各自治体でも取り組みがなされるようになってきた。筆者も「十勝高齢者虐待を考える会<sup>37</sup>」会員であり、帯広市でも取り組みが2004年より開始された。「十勝高齢者虐待を考える会」の設置目的および事業展開等については、以下に述べる通りである<sup>38</sup>。

## 1) 目的

高齢者に対する虐待の防止を図る

## 2) 事業展開

### (1) 高齢者の虐待防止に関する定例学習会

を行うこと

- ①定例学習会は、毎月第2月曜日に開催する。
  - ②特別研修会として、研究者を招いての講演会を実施する。
- (2) 高齢者の虐待予防のための知識の啓蒙・普及・広報活動を行うこと
- ①会報「さくら」の発行を偶数月に行い、その内容は、定例学習会の概要報告、高齢者虐待に関する情報およびニュースを記載し、一般市民に対して、高齢者虐待の知識や理解を高めるような啓発活動を行う。
  - ②代表が中心となり、主に十勝管内において、高齢者虐待に関する講演会を実施する。
  - ③関係機関との連携を強める。
- (3) その他、目的達成のために必要な事業
- ①虐待防止に関する研究を行っている学会等との連携を強化していく。
  - ②北海道・全国の関係機関主催の会議および講演会には、積極的に会員が参加していく。
- (4) 今後の計画
- 十勝における高齢者虐待の実態調査を進めていく。

まだ開始されたばかりの事業だが、地域での活動が活発になれば、高齢者虐待に対する地域住民の知識や理解を得やすくなるのは間違いない。この事業を軌道に乗せることで、新たな問題発見、さらに高齢者虐待解決へつながることが期待される。

高齢者虐待の発見については、7割近くが看護職、介護職員らの家庭訪問により発見さ

れていることが調査により明らかにされている<sup>39</sup>。このように、看護職、介護職員らの在宅で活躍する専門職員らが第一発見者となる可能性が高いため、彼らが「何かがおかしい」と感じた時に見逃さず、行動に移ることが高齢者虐待の早期発見および早期解決につながる。しかも、現時点では、高齢者虐待防止に関する法律が存在しないため、専門職・機関の判断力と技量に頼らざるを得ない。

しかしながら、専門職員らが毎日、高齢者のいる家庭へ出向くことは不可能に等しい。そのような場合に、友達、地域住民等といったインフォーマルな人々からの些細な情報が、高齢者虐待のような見えにくい問題を発見するためには必要不可欠なのである。その情報を得るためには、まずインフォーマルな人々の高齢者虐待に関する知識や理解が予めなければ、協力を仰ぐことが困難となることがわかるであろう。したがって、各自治体の取り組みとしては、第一に、地域住民らに対し、高齢者虐待問題についての関心が得られるように、また高められるように、働きかけを行うことが重要である。次に、専門職員ら的高齢者虐待に対する認識を高めることも、忘れてはならない課題である。ここから「十勝高齢者虐待を考える会」が行っているような啓発活動は必要不可欠であることが示唆されよう。

各自治体における高齢者虐待防止の取り組みは、現在の日本の法律の不備を鑑みると、非常に重要であるといえよう。高齢者虐待防止に関する法律を制定することは急務であるが、神奈川県で行われている事業や「十勝高齢者虐待を考える会」で行われている事業のように、各自治体が自主的にこの問題に取り

組み、対応および対処方法を検討し、それを全国的な運動とし、さらには国を動かしていくことがもっとも望ましいといえよう。

## おわりに

近年、高齢者虐待の問題が注目され、この問題に関する研究の議論が活発に行われている。しかしながら、現在の日本では、未だ高齢者虐待に関する法律が整備されていないのが実情であり、それに比較し、児童虐待、ドメスティックバイオレンス、動物虐待等の法律は、改正を検討するまでに至っている。介護保険制度導入後、高齢者虐待が表面化したことで、虐待問題が増加、深刻化する一方、関係機関は法律の整備の遅れから、対応に苦慮している。

このような状況の中、高齢者虐待に関する問題を、模索しながらも対応を検討していく各自治体の役割は非常に大きいといえよう。

2004年度に行われた調査<sup>40</sup>では、71市区町村で高齢者虐待対応のための専門チームが存在することが明らかにされた。高齢者虐待防止に関する法律が存在しないにもかかわらず、これだけの市区町村で高齢者虐待問題に対して取り組みを行っていることは、評価できるといえよう。

各自治体に応じた、特色ある対応策が、高齢者虐待問題解決には必要であり、今後も各自治体の取り組みに期待したい。

## 謝 辞

本論文の作成にあたり、「十勝高齢者虐待を考える会」の代表である下川原和子氏には、多大なご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。



## 注

- 1 金子善彦「老人虐待」星和書店, 1987
- 2 編著多々良紀夫, 訳二宮加鶴香「老人虐待 アメリカの老人の虐待にどう取り組んでいるか」筒井書房, 1994を参考にした。  
また, 以下, 林孝和「高齢者虐待に関する一考察」九州社会福祉研究第27号, 104頁, 2002から引用。  
アメリカには, 1965年に制定された「高齢アメリカ人法」(Older Americans Act) という法律が存在し, そこには高齢者虐待に関する規定が設けられている。「高齢アメリカ人法」(Older Americans Act) には, 虐待の発生予防および対策に関する記述もあり, 予算も配分されている。また, 対象者は貧困者や精神障害者や福祉ニーズ対応者というような限定されたものではなく, 全高齢者を対象としたものである。
- 3 田中荘司「高齢者虐待の現状」季刊エイジング第20巻第2号, 38頁, 2002
- 4 (財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構が「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を全国在宅介護サービス事業所等の関係機関16,802か所, および全国市区町村3,204か所に対し, 2004年に行った調査のことである。詳しくは, <http://www.ihep.jp/> に調査概要の全文が紹介されているので, 参照。
- 5 「What's NEW! Social Movement」ふれあいケア, 74頁, 2004
- 6 「家庭内における高齢者の虐待に関する調査」のデータは, 引用文献4から引用したものである。
- 7 「高齢者虐待防止研究」に投稿した論文により詳しく説明しているので参照。
- 8 高崎絹子「高齢者虐待の現状と課題—高齢者のアドボカシーと法制度化の方向」現代のエスプリ, 80~96頁, 2003
- 9 前掲8, 81頁
- 10 前掲8, 81頁
- 11 前掲8
- 12 前掲8, 81頁
- 13 太田貞司「高齢者福祉論」19頁, 光生館, 2001
- 14 前掲13
- 15 「社会福祉小六法2004」263頁, ミネルヴァ書房, 2004
- 16 高村浩「高齢者虐待に関する現行法制度と今後の課題」へるす出版生活教育47(11), 40頁, 2003
- 17 萩原清子「家族介護者がなぜ虐待者になるのか 『社会的虐待』の現状とその背景要因」へるす出版生活教育47(11), 37頁, 2003
- 18 大塩まゆみ「在宅高齢者虐待の発見と対応 介護者の負担への視点をどう強化していくか」へるす出版生活教育47(11), 10頁, 2003
- 19 前掲16, 41頁
- 20 前掲15, 264頁
- 21 前掲16, 41頁
- 22 前掲16
- 23 高山直樹・川村隆彦・大石剛一郎「福祉キーワードシリーズ 権利擁護」126頁, 中央法規,
- 24 五十嵐禎人「成年後見制度と意思能力判定の構造」老年精神医学雑誌第14巻第10号, 1228頁, 2003
- 25 前田稔「成年後見業務の実際」老年精神

医学雑誌第14巻第10号, 1215頁, 2003

- 26 前掲25
- 27 前掲25
- 28 前掲25
- 29 前掲25
- 30 寝たきり予防研究会「高齢者虐待 専門職が出会った虐待・放任」北大路書房, 119頁, 2002
- 31 前掲30
- 32 前掲30
- 33 前掲23, 140頁
- 34 前掲23, 140頁
- 35 角田幸代『横須賀市の「高齢者虐待防止ネットワーク事業」について—事業立ち上げから報告書作成まで—』月刊地域保健第34巻第8号, 34頁, 2003
- 36 前掲35
- 37 関係機関職員, 研究者等で作った団体。H17. 4月より, 帯広市では予算がついたことで行政が中心となって活動が展開される予定。
- 38 「十勝高齢者虐待を考える会規約」
- 39 津村らによって「高齢者虐待の全国実態調査」が1996年に行われ, この調査によって, 虐待の発見のきっかけは, 看護師, 介護職員といった, 在宅で活躍する専門職員らの家庭訪問により発見されるケースが69.3%ということが明らかにされた。
- 40 前掲5

## An Approach to the Prevention of the Elderly Abuse in Japan

Rina MAKINO

### ABSTRACT

Recently the elderly abuse is receiving attention as a most serious problem in the care of the elderly. However a law for the prevention of the elderly abuse has not yet been enacted in Japan, while laws to prevent abuse to children, animals and DV have already been implemented. In Europe and the USA, the issue had been taken more seriously preventive measures having been taken, starting with "Older Americans Act" that took effect in 1965.

It is expected that Japan takes a quick action toward establishing the legal framework of the elderly abuse prevention, as it is not possible to solve the problems solely with the existing laws on the elderly care. However, we see that the efforts have been made in local level, with 71 municipalities setting up special working groups to solve the problems of the elderly abuse. With number of grass-root preventive actions growing and mass media picking up the issue, it is most waited for a government to take a quick action on the matter before the reform on the long-term care insurance system will be implemented in the year 2006.

**Key words :** municipalities, elder abuse, long-term care insurance system, welfare law for the elderly, adult guardianship program and advocacy for community welfare